下水熱利用に活用可能な支援制度のご紹介

下水熱利用推進協議会(第7回)資料

平成27年3月11日

※各制度の説明は平成26年度の交付要綱等を基に 作成しており、平成27年度は改正される場合がある。

項目	概要
補助目的	■ 住宅・建築物のプロジェクトにおいて、省CO2の推進に向けたモデル性、先導性を有し、かつ下記の1 ~4の特定課題に対応する積極的な取り組みの支援。 課題1. 街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み 課題2. 非常時のエネルギー自立にも対応した取り組み 課題3. 被災地において省CO2の推進と震災復興に資する取り組み 課題4. 上記の課題1~3以外のその他先導的省CO2技術の導入・普及の取り組み
補助対象者	■ 省CO2技術を住宅・建築物に導入する建築主等(民間事業者等) ■ 建築主と一体・連携して省CO2技術を導入する者等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等)
補助対象範囲	 ■ 住宅・建築物に関する次の①~④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトのうち、省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたもの ① 住宅・建築物の新築 ② 既存の住宅・建築物の改修 ③ 省CO2のマネジメントシステムの整備 ④ 省CO2に関する技術の検証(社会実験・展示等) ※ 単体の住宅・建築物だけではなく、複数の住宅・建築物(複数敷地、街区単位のもの等を含む)によるプロジェクトも対象
補助率	■ 補助対象経費の1/2 ※新築の事業については採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額
下水熱利用に おける適用事例	■ 堺市鉄砲町■ 名古屋市ささしまライブ
所管	国土交通省住宅局住宅生産課

項目	概要	
補助目的	 ■「地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業」 地域における再生可能エネルギー熱利用設備の導入促進を図ることを目的とし、地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と民間事業者が連携して行う再生可能エネルギー熱利用設備導入事業を行う事業者に対し、設備導入費の一部を補助。 ■「再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業」 再生可能エネルギー熱利用設備の導入事業を行う事業者に対し、設備導入費の一部を補助。 	
補助対象者	■「地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業」地方公共団体、非営利民間団体、社会システム枠(地方公共団体と民間事業者が共同で申請)■「再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業」民間事業者等(法人及び青色申告を行っている個人事業者)	
補助対象範囲	 ■「地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業」 ・ 地方公共団体:地域の取り組みとして行う再生可能エネルギー熱利用設備の導入事業。補助対象事業は交付要件、規模要件を満たすことが必要。 ・ 非営利民間団体:営利を目的とせずに行う再生可能エネルギー熱利用設備の導入事業。補助対象事業は交付要件、規模要件を満たすことが必要。 ・ 社会システム枠:地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む再生可能エネルギー熱利用設備の導入事業。ただし交付要件、規模要件を満たすことが必要。 ■「再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業」 ・ 民間事業者枠:民間事業者が行う再生可能エネルギー熱利用設備の導入事業。 ※なお、中古品の導入については補助対象外。 	
補助率	■「地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業」・ 補助対象経費の1/2以内■「再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業」・ 補助対象経費の1/3以内	
所管	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー対策部新エネルギー対策課	2

③地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金

平成26年度補正予算:78億円

項目	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
補助目的	先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた事業化可能性調査及び事業計画策定を行う事業、並びに先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築及びこれに資する取組を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、地産地消型エネルギーシステムの他地域への展開を促す。
補助対象者	 ■ 構想普及支援事業 ・民間会社又は民間会社を主申請法人(幹事法人)とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等 ■ 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) ・民間会社又は民間会社を主申請法人(幹事法人)とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等
補助対象範囲	 ■ 構想普及支援事業 ・地産地消型のエネルギーシステムの構築に向けて、事業化可能性調査の実施や事業計画の策定を 行う者に対して、補助金を交付。 ■ 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギー システムの構築に係るもの) ・地産地消型のエネルギーシステムの構築を行う者に対して、補助金を交付。
補助率	 ■ 構想普及支援事業 事業化可能性調査:定額(上限1000万円) 事業計画策定 :定額(上限3000万円) 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 地方公共団体と共同実施する民間団体等 2/3以内 民間団体等 1/3以内
所管	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー対策部政策課制度審議室

4

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうち グリーンプラン・パートナーシップ事業

11 711	
項目	概要
補助目的	■ 官民問わず、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共 団体実行計画等に計上された事業(実行計画等計上事業)の実現に必要な設備導入等を補助すること で、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づく りを推進することを目的としている。
補助対象者	■ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合■ 民間企業等
補助対象範囲	 ■ 支援事業区分: • 1号(地域のエネルギー起源CO2の削減に直接資する設備の導入:廃熱及び未利用熱利用含む) • 2号(実行計画計上事業の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定) • 3号(自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業に係る設備の導入) • 4号(里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に係る設備の導入)
補助要件	■ 下記 ア、イ、ウの要件を満たすこと。 ア 公募開始時点で「廃棄しているエネルギー」、「未利用熱エネルギー」を有効利用する設備を対象とする。上記対象設備のうち、廃熱回収機構または未利用熱利用機構と熱源機構が一体不可分なものにおいては、定格運転時における当該設備から出力される熱エネルギーの過半が廃熱または未利用熱起源であること、或いは、従前の設備に対するエネルギー効率改善への寄与度の過半が廃熱または未利用熱起源であることを証明する書面を申請書に添付すること。 イ利用する「廃棄している熱エネルギー」の温度帯は、300℃以下を対象とする。「未利用熱エネルギー」については、温度は指定しない。 ウ省エネルギー量を計算するために廃熱、未利用熱利用設備に入力する廃熱、未利用熱のエネルギー量を計測、または合理的な方法で計算できること。
補助率	■ 指定都市以外の市町村:2/3、その他:1/2
所管	環境省総合環境政策局環境計画課

5 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進対策の効率的実施 によるCO2排出量大幅削減事業設備補助事業)

TO THE POST OF THE		
項目	概要	
補助目的	■ 先進的な低炭素機器の導入及び導入事業所における運用改善の取組を加味した適切な二酸化炭素排出削減目標を設定し、本事業の参加者間で排出枠取引を行うことで、補助事業全体で確実な排出削減を担保し、業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減する事業のうち、先進的で高効率な低炭素機器の導入を支援する。	
補助対象者	 本補助事業の応募者の要件は以下の法人・団体。 民間企業 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 法律により直接設立された法人 	
補助対象範囲	■ 補助対象設備の導入を行う事業のうち、以下①から③の要件をすべて満たす事業 ① 事業場・工場における基準年度排出量(実施要領第2(2)②参照)が 50t-CO2 以上である。 ② 補助事業実施後の事業場・工場の二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容である。 3 補助対象設備に「環境省指定先進的高効率機器一覧」から少なくとも1つ以上の機器・設備を含める。	
補助率	■ 補助対象経費の1/3以内	
補助要件	 環境省指定先進的高効率機器一覧 ⑭高温水ヒートポンプ ・ 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、COPが以下の基準を満たすもの。 (加熱能力≥100kWの場合) 温水出口温度65℃、熱源水入口温度15℃:2.70 温水出口温度65℃、熱源水入口温度30℃:3.39 温水出口温度65℃、熱源水入口温度45℃:4.56 	
所管	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	

6

低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業のうち 低炭素型の融雪設備導入支援事業

項目	概要
補助目的	■ 温室効果ガス排出の抑制に資する融雪設備の整備に要する経費に対して、当該経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全を図る。
補助対象者	 ■ 民間企業 ■ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人 ■ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ■ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ■ 法律により直接設立された法人 ■ その他環境大臣が適当と認める者
補助対象範囲	■ 補助対象設備 地中熱、地下水熱、温泉熱、下水熱または工場等温排熱等を熱源とし、熱交換機やヒートパイプ等により融雪のために使用できる設備であること。
補助率	 ■ 民間事業者等:対象経費の1/2を上限に補助 地方公共団体(都道府県及び政令市):対象経費の1/2を上限に補助 地方公共団体(政令市未満):対象経費の2/3を上限に補助
所管	環境省地球環境局地球温暖化対策課